

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和8年5月29日（金） （午前・ <u>午後</u> ） 2時30分開会 （午前・ <u>午後</u> ） 3時20分閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）
出 席 者	今枝 史絵（弁護士）、岩渕 亜希子（追手門学院大学地域創造学部准教授）、杉村 聡（公募市民）、奈良 幸廣（公募市民）、畠山 眞悟（人権擁護委員）、森 正治（法人理事） 【6人】（敬称略、五十音順）
欠 席 者	なし
事務局職員	樋之津総務部次長兼法務コンプライアンス課長、小山法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、小柳職員、廣岡職員 【4人】
開催形態	<u>公開</u> ／非公開
議題（案件）	(1) 令和7年度個人情報保護制度の運用状況について (2) その他
配布資料	議題(1) 資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】 本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。ただ今から、令和8年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。 本審議会は委員7人で組織するとされているが、昨年の委員委嘱の際に実施した市民委員の公募において、奈良委員御一人の決定となったことから、これまで6人での運営となっていた。本年1月に改めて市民委員の公募を実施した結果、複数人の応募があり、厳正な選考の結果、杉村委員に新たに本審議会の委員にご就任いただくことになった。 ＜杉村委員の紹介＞ 本日の委員の出席状況だが、7人全員にご参加いただいているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。 次に、事務局の職員を紹介する。 ＜事務局職員の紹介＞ よろしくお願い申し上げます。 本日の審議案件は、昨年度の個人情報保護制度の運用状況の報告についての1件である。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくこととなっているので、森会長にお願いしたい。
森会長	それでは、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。
事務局	本日、お一人いらっしゃる。オンラインの傍聴者はいない。 [傍聴者 入場]
森会長	【議題(1) 令和7年度個人情報保護制度の運用状況について】 それでは、審議に入る。本日の議題（1）「令和7年度個人情報保護制度の運用状況」について、説明をお願いしたい。
事務局	＜「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の1を報告＞
森会長	今報告があった内容について、質問、意見はないか。 ＜質問、意見なし＞

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の2を報告>
森会長	例年と同じ形式での報告であり、件数が少し多いが、問題ない考える。 今報告があった内容について、質問、意見はないか。 <質問、意見なし>
事務局	<「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の3を報告>
森会長	今報告があった内容について、質問、意見はないか。
森委員	時代の変化に伴い、今まで無かったような特徴ある案件があったか。
事務局	法令根拠のものが多く、新しいものが出てきているという状況はない。
杉村委員	刑事訴訟法第197条第2項を根拠とする捜査事項照会は「できる規定」となっているので、提供する側で個人情報の提供範囲を判断するようというのは、解釈運用基準等で書かれていたが、市では提供の範囲をどのように判断しているか。基本的な考え方を伺いたい。
事務局	おっしゃるとおり「できる規定」であるため、守られる権利義務との保護法益を比較衡量し、最終的に決定している。捜査の詳細な内容は聞かせてもらえないので、照会書の内容から判断できる範囲で、捜査事項がその捜査に最小限必要な範囲かを検討した上で判断している。
杉村委員	その通りだと思う。実務をやっていた頃、「対象者に関する全ての情報」というような照会もあり、どの範囲が本来必要かを訊いたとしても捜査事項に関する情報で答えられないという答えであろうから、非常に悩ましいものだったと記憶している。苦慮されていると思う。
森会長	続いて、監査についての報告をお願いします。
事務局	<「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の4を報告>
森会長	今報告があった内容について、質問、意見はないか。
今枝委員	11月4日付の障害福祉課の報告を見ると、外部委託先の管理状況についての報告が抜けていたということだと思う。外部委託先への監査、監督は非

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	常に重要だという意識を改めてしていただくことと、「対応・今後の方針」だけでなく、年1回の実地検査等をしているかの報告をもらうなど、対応方針を検討いただきたい。
事務局	确实、かつ適切に監督が出来ているかという点については、課題だと感じている。頻度や方法については今後も引き続き検討し、徹底を図っていきたい。
森委員	報告書を見ると、「対応完了（予定）日」と記載があり、予定と実施済みが混ざっている。記載の仕方に統一性がないのではないかな。例えば、10月31日に予定していれば、それを実施したかどうかをフォローするのはどういう仕組みでされているのか。もしされていないのだったら、きちんと報告をもらう必要があるのではないかな。
事務局	「実施済み」に関しては、実施したことを担当課に確認を行っているが、予定の部分が确实になされたかどうかは、確認が不十分なところもあるかもしれないので、フォローを細かく行っていきたい。
森委員	細かくフォローを行うと事務局が大変ということはよく分かるので、書面などで実施した報告だけは出してもらうというような運用でも良いと思うが、そういうことが必要ではないかと考える。
事務局	承知した。
奈良委員	「未受講者のフォローアップを行います。」と記載があるが、完了年月日が斜線になっている。いつ行ったかという日付は入らないのか。報告が無いから入らないのか。
事務局	斜線としているのは、判定区分を意見としているものである。意見として出したものは、「絶対そうしてください」ということまでは求めておらず、「こうした方が良い」というところまでとしているため、斜線としている。研修の未受講者に関しては、この監査を実施した時点では、その前の年度である令和6年度の研修分の受講状況を見ていたので、未受講者への対応が難しかった。その代わり、その後に実施した令和7年度の研修では、未受講が無いよう工夫を行った。
奈良委員	以前も聞いたが、Logoフォームの回答をもって受講としているのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	その通りである。
奈良委員	そういう形に変えたということで承知した。受講状況の把握は、今年度からはリアルタイムで把握でき、未受講者がいる課に対して対応を行ったということか。
事務局	その通りである。
岩淵委員	今枝委員からも意見があった外部委託について、委託のバリエーションも増えてきていると思うので、ますます重要になる点だと思うが、監査で確認するのは、ある程度、運用が始まってからのものになると思う。委託を決定する際に、必要なことや体制を開始時点で承認しているかに関しては把握しているのか。
事務局	契約時には、契約書や仕様書において、個人情報の保護措置に関する事項を明記し、それを遵守してくださいという形でお示ししている。
岩淵委員	例えば、委託先の管理体制や必要な手続きについても契約書等に記載されるということか。
事務局	こういう管理体制で行いますという書面の提出を求める条項が入っている。個人情報についてはこういうふうに取り扱ってくださいというのを契約書や仕様書に盛り込んでいる。
岩淵委員	ということは、不十分なところがあるというのは、書面に書いてあって提出も受けているけれども、それが本来の形で実施されなかったということか。
事務局	その通りである。こういう部署で取り扱って、そこの職員配置がこうなっているというような書類の提出を求めているが、その部分が不十分だったものがあつた。
岩淵委員	運用が始まってからだと、不十分なところが事故に繋がりがねない。入口の、確認が出来る段階で対応することで、仕事が減るのかなと思う。また、実務の変更が目録に反映されていないことが複数あると説明があつた。実務上、こういう情報も必要だということで予定より多くの情報を集めているけれども、そのことについて法的な確認がなされていないということか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	目録には、「このような事務で、このような目的で、このような項目を誰からどうやって集めています。」が書かれている。それを実務と合わせると合致していないということが監査の中でいくつか見受けられた。実務が少しずつ変わっていく中で、変更が必要ない場合もあれば、変更しないと合わないのに反映がされていない部分があったというもので、監査を行う中で変更が必要であるという意識付けが必要と感じた。
岩淵委員	実務と目録が何項目も違っている場合もあれば、1項目だけ増えている場合もあり、実態は様々だということか。
事務局	その通りである。
森委員	再委託の問題は最近結構大きい。例えば、再委託先ともきちんと契約しないといけないということもあると思うが、それが一つと、もう一つは、委託先に対する監査について、書類は鍵がかかっているところに保管されているかというようなことを決めていると思うが、そういう外部委託先の監査はどう運用しているか。
事務局	委託先の監査については法務コンプライアンス課から全庁的に通知文を発出している。こういう内容の契約であれば、実地検査を行うのが原則であるというふうになっている。市の指針で必要とされている項目を委託先にも同じように守ってもらう必要があるというチェックリストのようなものを示している。それを使って、実際に行ってみないとわからない部分を実地検査するものと考えている。各担当課でどのように行われているか把握できていないため、確認していきたいと考えている。
森委員	私のところは、委託先に年に1回、リストのようなものを持って、調査をしに行き、その結果を事務局へ提出するというルールにしている。先ほどと同じで、細かいことまで法務コンプライアンス課でチェックするのは難しいかもしれないが、ある程度形にはまったものでルーチン化すればそれなりの牽制にはなると考えるので、検討いただいたらと思う。
奈良委員	委託先の定義にP F Iのようなものも含まれるか。
事務局	個人情報保護委員会の個人情報の取扱いの委託の定義に当てはまれば、基本的に年1回実地検査をしなければならないことにはなっているので、それに当てはまれば含まれる。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	指定管理の場合は市の施設の運営を任せており、実際、その施設に職員が行く場面が多いので委託業務を見ることは可能なのかと思う。また、確認させていただく。
岩淵委員	地域コミュニティ課分と、医療政策課分に「非暗号化フォルダに個人情報ファイルが確認されたので、訂正していきましょう」との意見があったと思うが、フォルダの構造がよくわからないので、非暗号化フォルダとそうでないフォルダをどのように運用しているのか知りたい。
事務局	課ごとにサーバーの中にフォルダを持っており、基本的には暗号化されているが、暗号化されないフォルダが一つ設けられている。暗号化していると上手く使用できないような場合に、非暗号化フォルダ内に移し、暗号化されていない状態で使用するようなことが想定されている。個人情報については、暗号化されているフォルダに保存することとなっているが、非暗号化フォルダに入ってしまったことがあり、指摘した。
岩淵委員	本来入れておくべき場所をうっかり間違ったのか、先ほど説明があったような上手く扱えないから一時的に移してそのままになってしまったのか、どちらであるか。
事務局	過去、暗号化のシステムが何度か変わっており、いくつか前のシステムでは、暗号化したため上手く使えないということが、かなりの頻度で発生していた。実務に支障があるため、やむを得ず、初めから非暗号化フォルダを利用していた時代があった。その名残が拭い切れていない部分があり、気づいたら正していくようにしている。
岩淵委員	承知した。現在進行形の問題というより、過去の遺産という感じだとわかったので、今は適切に行われていて、都度、監査の対象になった時などに修正されていけば、解消していく問題だと理解した。
今枝委員	昨今、変更などもシステムでしっかり対応しようという状況の中でも、何が起こるか分からない時代なので、監査のみならず、全市で徹底してもらいたい。
森会長	意見になるが、これまでの報告の中で、この審議会を通して改善されていると感じた項目がある。改善したことについて、会議録だけでなく、何か残す必要があると考えるがいかがか。監査単体の報告だけでなく、例え

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ば、今回の「目録との齟齬については、全庁的にこういうことを行った。」というような全体のまとめみたいな、監査を行った全体として、こう改善すべきということなどを記したものである。
事務局	全体的な講評ということか。
森会長	そういうものがあると、会議一体の資料として残ると考える。
事務局	今後、作成を検討する。
事務局	<「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の5を報告>
森会長	今報告があった内容について、質問、意見はないか。
今枝委員	質問ではないが、個人情報保護法の改正について、前回どおりのスケジュールだと1週間以内には成立し、令和10年4月から施行ということになるかと思う。研修を実施する時期が秋か冬であるため、来年度くらいから法改正が控えていることも考慮すること。
事務局	承知した。
事務局	<「令和7年度個人情報保護制度の運用状況について」の6を報告>
森会長	今報告があった内容について、質問、意見はないか。 <質問、意見なし>
森会長	これまでの報告について、質問、意見はないか。
森委員	世の中、窓口DXであったり、生成AIが話題となっているが、活用していく中で、使い方や問題点が今後出てくると思われる。積極的に活用していかないと職員の負担は増えていく一方であり、推奨されていくと考える。運用についてのルールはあるか。
事務局	生成AIについては、デジタル戦略課が庁内での運用基準のようなものを示している。
森委員	中身はもちろん、個人情報を入れたらダメというのはどこでも書いてあるが、そのあたりが「きっちり守られているよね」というようなことをこれ

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	からは、絶対に監査しないといけないということではないが、そういったトラブルが発生しそうであるとか、例えば、庁内で「これはおかしい」というようなことに気づいたら、そのあたりについて、積極的に対応していくことが必要だと思う。先ほど言った窓口DX、窓口のいわゆるデジタル化というのが進んでいくと思うが、気を付けないとネットで申請するのは、これから進んでいくと思うので、余計にそのあたりについて、今までとは違った運用ルールをしっかりと定めていくことが必要になると思う。そのあたりもデジタル戦略課、あるいは窓口担当課等と調整し、運用方法を確認、あるいはチェックしていくことが必要だと思う。質問ではなく、意見として申し上げる。
森会長	それでは、令和7年度個人情報保護制度の運用状況について、審議会として確認したということにする。 この運用状況は、法施行条例第22条の規定では公表することになっている。公表予定について事務局から説明をお願いしたい。
事務局	件数等をまとめたものを、掲示場への告示及びホームページで、6月上旬に公表する予定である。
森会長	承知した。
	【議題(2)その他】
森会長	次に議題(2)その他について、事務局から何かあるか。
事務局	次回の会議について、現在諮問を予定している案件はなく、今年度上半期の中間報告を行う予定である。開催時期としては10月から11月頃を予定しているので、時期が近付けば、改めて日程調整を行いたいと考えている。事務局からは以上である。
森会長	本日の議事録はホームページで公開されることになる。事務局で整理したものを私が確認するということで一任していただけるか。
各委員	<異議なし> それでは、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。 【閉会】

以上